

健生食輸発1202第1号
令和6年12月2日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和6年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産ねぎのシフルトリン、チアメトキサム及びにんにくのチアメトキサム並びに
韓国産赤とうがらしのプロピコナゾール)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和6年11月29日付け健生食輸発1129第3号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、中国産ねぎ及びにんにく並びに韓国産赤とうがらしのモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

また、これまでの検査実績を踏まえ、中国産ねぎのチアメトキサムについてモニタリング通知を下記のとおり改正することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2への追加

- ・中国産ねぎ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のシフルトリン
- ・中国産にんにく及びその加工品(簡易な加工に限る。)のチアメトキサム
- ・韓国産赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)のプロピコナゾール

2. 別表第3への追加

- ・中国産ねぎ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のシフルトリン(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「WEIFANG FUSHUN PLANTING CO., LTD.」であるものに限る。)
- ・中国産にんにく及びその加工品(簡易な加工に限る。)のチアメトキサム(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「YANTAI HAIXING FOOD CO., LTD」であるものに限る。)
- ・韓国産赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)のプロピコナゾール

(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「YECHEON CLEAN RED PEPPER CO., LTD.」
であるものに限る。)

3. 別表第2から削除

- 中国産ねぎ及びその加工品（簡易な加工に限る。）のチアメトキサム